

2025年3月4日

賃金等の変動に対する町田市工事請負契約約款第26条第6項（インフレスライド条項）の運用について（暫定版）

国から令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）が決定・公表されました。

町田市では一定の既契約工事に新労務単価が反映できるように町田市工事請負契約約款第26条第6項の規定（インフレスライド条項）を以下により運用します。運用の詳細については、東京都財務局「賃金等の変動に対応する工事請負契約書第24条第6項（インフレスライド条項）の運用について」に準拠するものとします。

なお、受注者は請求に当たって、工事主管課と十分な協議を行ってください。また、賃金水準の変動により契約金額が変更された場合は、下請業者との間で既に締結している請負契約の金額の見直しや技能労働者への賃金水準引き上げ等について、一層の対応を行ってください。

1 適用対象工事

契約書にインフレスライド条項が規定された工事で、かつ、2（3）の残工期が原則として2月以上ある工事を対象とします。

2 定義

（1） 請求日

インフレスライド条項により、受注者が契約金額の変更の請求を書面により提出した日とします。

（2） 基準日

スライド額算出の基準とする日をいい、出来高を算定する基準となる日、賃金水準及び物価水準の変動後単価の基準となる日です。請求日と同じ日とすることを基本としますが、請求日から起算して14日以内で発注者と受注者とが協議して定める日とすることができます。

（3） 残工期

基準日以降の工期までの工事期間とします。ただし、基準日までに契約変更を行っていない場合でも先行指示等により工期延長が明らかな場合には、その工期延長期間を考慮することができます。

（4） 出来形数量

基準日における既済部分に係る設計数量です。

（5） スライド額

5により算出した契約変更の対象となる額です。

3 請求方法

- (1) 受注者が、インフレスライド条項の規定により契約金額の変更を請求する場合、書面（様式1-1）に賃金水準または物価水準の変動により契約金額が不適当となったことを示す資料（様式1-2ほか）を添付し、工事主管部署に提出してください。
工事主管部署では、スライド額協議開始予定日及び基準日を定め、請求日の翌日から起算して7日以内に、受注者に通知します。（様式2-1）
- (2) 請求は、直近の賃金水準の変更から次の賃金水準の変更がなされる（次の公共工事設計労務単価の改定の時期）までの間で1回を基本としますが、複数回の請求を制限するものではありません。

4 出来形数量の確認

- (1) スライド額の基礎となる残工事量を算出するため、工事主管部署は、請求日から起算して14日以内に、基準日時点における出来形数量の確認を行います。受注者は、出来形数量の確認に当たり、必要な資料を提出してください。
- (2) 出来形数量の確認は、工事設計内訳書等に対応して行います。
- (3) 出来形数量の基本的な扱いは、次のとおりです。
 - ア 現場搬入材料について、監督員が搬入を確認したものは出来形数量として取り扱います。
 - イ 工事設計内訳書等で一式計上した仮設工等について、出来形数量の対象とする場合、その数量は発注者の積算に係る数量とします。
 - ウ 受注者は各工事におけるア及びイの詳細について、工事主管課へ確認してください。
- (4) 受注者の責めに帰すべき事由により工事が遅延していると認められる部分は、出来形数量に含めるものとします。

5 スライド額の算出

- (1) スライド額については、次式により算出します。
$$S = [P2 - P1 - (P1 \times 1/100)]$$
この式において、S、P1及びP2は、それぞれ次の額を表します。
S : スライド額
P1 : 変動前残工事金額（契約金額から基準日における出来形部分に相応する契約金額を控除した額）
$$P1 = \alpha \times Z1$$

P2 : 変動後残工事金額（変動後の賃金または物価等を基礎として算出した（P1）に相当する額）
$$P2 = \alpha \times Z2$$

 α : 落札率（当初契約金額／予定価格）（有効数字は積算基準による）
Z1 : 発注者の積算金額から基準日における既済部分に相応する積算金額を控除した額
Z2 : 変動後の賃金又は物価等を基礎として算出した（Z1）に相当する額
- (2) P1及びZ1の算出に用いる単価は、起工時における町田市の積算単価とします。

- (3) P 2 及び Z 2 は、基準日の物価指数等（積算に使用する単価の変動率）により定めることとし、残工事に係る全ての単価を基準日時点のものに入れ替えて算出します。ただし、発注者及び受注者の協議資料等に基づき双方で合意した場合は、別途の物価指数を用いることができます。なお、消費税及び地方消費税の税率の改正による増額分は除きます。
- (4) P 2 及び Z 2 を算出する際に用いる単価については、基準日時点の町田市の積算単価とします。
- (5) (4) によることが著しく不相当であると認められる場合には、発注者及び受注者の協議によることとします。
- (6) 発注者は、協議書（様式 3-1）により受注者にスライド額（案）を提示します。受注者は、異議のない場合は、スライド額協議開始日の翌日から起算して 14 日以内に承諾書（様式 3-2）を提出して下さい。なお、14 日以内に協議が整わない場合には、発注者がスライド額を決定し、通知します。（様式 3-3）。
- (7) スライド請求を複数回行う場合については（1）から（6）までと同様に実施します。この場合のスライド額算定において、基準日における契約金額には、それまでに実施したスライド額を含むものとします。

6 契約変更の時期

原則として、スライド額の決定後、速やかに行います。ただし、精算変更時点で行うこともできます。

なお、議会の議決が必要な案件については、当該議決をもって、契約変更が確定するものとします。

7 全体スライド条項及び単品スライド条項の併用

- (1) 町田市工事請負契約約款第 26 条第 1 項から第 4 項までに規定する全体スライド条項に基づく契約金額の変更を実施した後であっても、インフレスライド条項に基づくスライド請求をすることができます。
- (2) インフレスライド条項に基づき契約金額の変更を実施した後であっても、町田市工事請負契約約款第 26 条第 5 項に規定する単品スライド条項に基づく契約金額の変更を請求することができます。

（参考）町田市工事請負契約約款第 26 条抜粋

6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、契約金額が著しく不相当になったときは、甲または乙は、前各項の規定にかかわらず、契約金額の変更を請求することが出来る。

7 前 2 項の場合において、契約金額の変更額については、甲乙協議して定める。ただし、協議が整わない場合にあっては、甲が定め、乙に通知する。

この運用は、2025 年 3 月 4 日から適用します。